

税務・財務相談

Q & A

## ふくしま産業復興企業立地補助金、 福島県中小企業等グループ施設等 復旧整備補助金と圧縮記帳について



小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所  
税理士

8月号では、復興庁が主導する福島県の復興・再生スキームをご紹介させていただきました。今月号では、このところ補助金の交付を受けた事業者から受給時の経理処理についての質問がありますので圧縮記帳についてご紹介させていただきます。

〔質問〕

国庫補助金を受けた場合の経理処理とはどのようなものですか。

〔回答〕

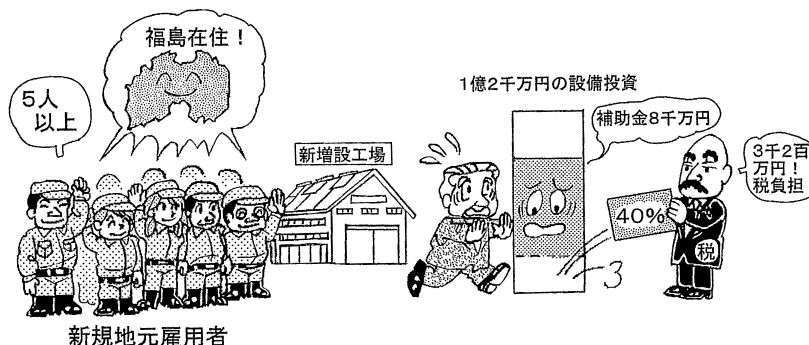
福島県の復旧・復興のためにあらゆる補助金が創設され、それを活用することによって多くの事業者が施設の復旧をはたし復興に向けて邁進しているところです。ところで当事務所では補助金の交付を受けた事業者から補助金の経理処理について

いくつか質問を受ける機会がありました。そこで今月号では補助金として代表的な企業立地補助金、グループ補助金を例に圧縮記帳についてご紹介させていただきます。

### 1. ふくしま産業復興企業立地補助金

まず、ふくしま産業復興企業立地補助金は、東日本大震災及び原子力災害により広域的に被害を受けた福島県の復興再生を促進するために、県外からの新規・復帰立地、県内での新增設・移転を

### ふくしま産業復興企業立地補助金



行う製造業等の民間企業（以下「企業」という。）に対して用地取得費をはじめとした初期投資に係る経費を幅広く支援するための補助事業です。交付要件は、企業が1億件以上の設備投資をして、かつ、新規地元雇用者を5人以上雇用すること等です。この補助金の補助率は、最大で設備投資額の3分の2以内と設定されています。

例えば1億2千万円の設備投資であれば8千万円が補助される可能性があります。補助金の8千万円は課税の対象となりますので、圧縮記帳等の措置をとらなければ実効税率40%としますと3千2百万円の税負担が発生し補助金の効果は薄れます。

## 2. 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

次に、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的としています。

補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成23年8月17日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所を置く中小企業等グループ又はその構成員です。補助金の交付対象となる経費

は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備を復旧するのに要する経費（以下「経費」という。）です。経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、県内に施設及び設備を新たに整備するための経費を加えることを妨げません。

また、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備であって、平成23年3月11日以降で補助金交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、県が適正と認めた場合には、対象とします。

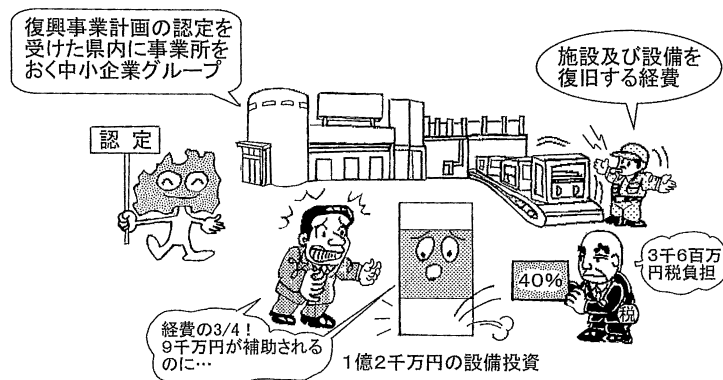
補助金の額は、上記に規定する施設及び設備の復旧・整備に要する経費の4分の3以内とされます。中小企業者以外の会社の施設及び設備の復旧・整備に要する経費の2分の1以内となります。

例えば1億2千万円の設備投資であれば9千万円が補助される可能性があります。補助金の9千万円は課税の対象となりますので、圧縮記帳等の措置をとらなければ実効税率40%としますと3千6百万円の税負担が発生し補助金の効果は薄れます。

## 3. 圧縮記帳

そこで圧縮記帳を活用することになります。圧縮記帳とは、国庫補助金や火災による保険金などの金銭を受けて固定資産を購入した際、その購入

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金



価額から補助金の額を控除して購入価額とすることです。圧縮記帳は、本来なら一時に行なわれる課税を繰り延べる効果をもたらす措置といえます。

例として、国から9千万円の補助金を受け、1億2千万円の設備投資を行ったとします。この場合の仕訳は以下のとおりとなります。

借方		貸方	
当座預金	9千万円	国庫補助金受贈益	9千万円
備品	1億2千万円	当座預金	1億2千万円

しかし、法人税法上、この仕訳のままでは国庫補助金受贈益にいったん税金がかかることになり、一時的な税負担により補助金の効果が薄くなってしまいます。そこで、受贈益分については、次のような損金処理を行なって固定資産の減額を計る事ができるのです。

借方		貸方	
固定資産圧縮損	9千万円	備品	9千万円

なお、この処理は確定した決算において積立金として積み立てる方法、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法でも可能です（ただし、交換により取得した資産の交換差益については、損金経理による圧縮記帳のみ）。この場合、繰越利益剰余金で処理する場合は、次の仕訳が必要となります。

借方		貸方	
繰越利益剰余金	9千万円	備品圧縮積立金	9千万円

この場合、圧縮積立金は損金経理されていないので、法人税の確定申告時に調整することになり

ます。また、積立金は、税務上の取得価額と帳簿上の取得価額の双方で減価償却費を計算し、税務上の取得価額で計算した減価償却費を超える分だけ積立金を取り崩して益金の額に算入することになります。

圧縮記帳の効果は、あくまで「課税の繰り延べ」と言われます。圧縮記帳で固定資産の価額が減った分、次年度以降の減価償却の費用（損金）もまた減ることになり、その分通常の処理よりも1年目は税の軽減が受けられるが、2年目以降の益金が増え、結果として1年目に減額された税金は2年目以降に国庫に入ることになります。これが「課税の繰り延べ」と言われる理由です。

ちなみに圧縮記帳が認められる例は、

- 特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
- 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
- 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
- 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入
- 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入

このほか、租税特別措置法で各種の定めがあります。

圧縮記帳の利用は、その事業者に繰越欠損金があるのか、今後は黒字が見込まれるのか、赤字が続くそうなのか等によって有利、不利がありますので検討のうえで適用するようにしてください。

